

健康福祉局

生活福祉部

地域福祉	……	147
生活保護	……	149
国民健康保険	……	151
国民年金	……	154
後期高齢者医療制度	……	156

地 域 福 祉

1 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方々などが地域社会のなかで自立した日常生活を営むことができるよう、助言相談等の支援活動を行っている。

各地区委員定数 [合計 933 名]

(令和2年4月1日現在)

協 議 会	委 員 定 数 (名)			協 議 会	委 員 定 数 (名)		
	地域担当	主任児童委員	計		地域担当	主任児童委員	計
橋 本	79	3	82	光 が 丘	38	2	40
大 沢	32	2	34	大 野 北	61	3	64
城 山	41	3	44	田 名	28	2	30
津 久 井	52	3	55	上 溝	32	2	34
相 模 湖	26	2	28	大 野 中	70	3	73
藤 野	28	2	30	大 野 南	80	4	84
小 山	24	2	26	麻 溝	17	2	19
清 新	32	2	34	新 磯	13	2	15
横 山	18	2	20	相 模 台	55	3	58
中 央	46	3	49	相 武 台	27	2	29
星 が 丘	24	2	26	東 林	56	3	59
				合 計	879	54	933

2 戦争犠牲者等の援護等

(1) 相模原市慰霊塔

昭和 18 年に、地元並びに近郷住民協力のうちに、軍により「相模忠霊塔」が建立された。その後、終戦を迎えたが、忠霊塔の護持活動は間断なく続けられ、昭和 24 年 5 月、国から土地、施設の一切が当時の相模原町に譲渡された。そして昭和 27 年 7 月に条例をもって「相模原町慰霊塔」として設置した。それからは毎年秋に相模原市が合同慰霊祭を執り行い、市民あげて尊崇の誠を捧げ平和への願いを新たにしている。

- ・所在地：南区東大沼 1 丁目 17 番 1 号
- ・面 積：慰霊塔境内敷地 16,297 m² 慰霊塔参道敷地 8,259 m²(延長 383.1m、幅員 18m)
- ・合祀柱数：2,194 柱(R2.3.31 現在)

(2) 戦没者合同慰霊祭

令和元年度は納骨の儀を 10 月 5 日に開催した。(合同慰霊祭は令和元年東日本台風の影響により中止とした。)

(3) 原爆被災者への慰問金の支給

被爆者健康手帳の交付を受けている者に対して、夏期及び年末の慰問金を支給している。令和元年度は夏期 245 件、年末 236 件、合計 3,113 千円を支給した。

(4) 中国残留邦人等に対する支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援を行った。

令和元年度の支援状況

- ア 市内在住の中国残留邦人とその配偶者 (33 世帯・49 人) に対して、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の給付金を支給 (支給額合計 78,154,994 円)
- イ 医療機関受診時等の自立支援通訳者の派遣 (派遣回数 34 回)
- ウ 看護師及び支援・相談員による巡回健康相談を実施 (訪問世帯 30 世帯)
- エ 日本語学習教室等への参加に伴う交通費・教材費を支給 (支給額 1,062,324 円)

3 災害時要援護者支援

台風や地震等の大規模災害時に、周囲の支援が無いと迅速な避難行動をとることが困難である要介護者や障害者等（災害時要援護者）に対する支援が課題となっており、地域において災害時要援護者に対する適切な支援を行うことができる体制づくりを進めている。

(1) 災害時要援護者避難支援ガイドライン

地域の支援組織（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）が、各地域において地域の実情に応じた避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただくため、平成 24 年 9 月に「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定した。

(2) 災害時要援護者避難支援事業

市が保有するひとり暮らし高齢者や障害のある方などの所在情報を、本人の同意を得た上で、地域の支援組織に提供することにより、支援組織がこの情報をもとに近隣にお住まいの方を避難支援者として選任するなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする「災害時要援護者避難支援事業」を推進している。

- ・協定締結済みの支援組織数 令和元年度末 39 団体

4 災害援護

(1) 小災害見舞金

「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災・風水害等に被災した市民に対し、見舞金を贈呈するもの。

見舞金の額

区 分	見 舞 金	
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯	2万円
	2人以上の世帯	5万円
住家の半焼、半壊	1人世帯	1万円
	2人以上の世帯	2万円
住家の床上浸水	1人世帯	5千円
	2人以上の世帯	2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	死亡	10万円
	重傷	3万円

見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	火 災				風 水 害					合 計
	全焼	半焼	死亡	重傷	全壊・流出	半壊	床上浸水	死亡	重傷	
H29	10	5	7	9	0	1	0	0	0	32
H30	15	3	3	8	0	1	0	0	0	30
R1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5

(2) 令和元年東日本台風に係る災害見舞金

令和元年東日本台風により被害を受けた世帯の世帯主又は重傷者に対し、見舞金を贈呈するもの。

見舞金の額

区 分	見 舞 金	
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯	2万円
	2人以上の世帯	5万円
住家の半焼、半壊	1人世帯	1万円
	2人以上の世帯	2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	重傷	3万円

見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	風 水 害		
	全壊	半壊	重傷
RI	20	45	2

(3) 風水害り災者住宅改良資金利子補給

風水害により損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けた者に利子の一部を補給するもの。令和元年度は利子補給の対象者なし。

(4) 大規模災害見舞金

大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励するもの。

贈呈実績

平成 28 年熊本地震	熊本県	100 万円
	熊本市	100 万円
平成 30 年 7 月豪雨災害	岡山県	100 万円
	広島県	100 万円
	愛媛県	100 万円
	岡山市	50 万円
	広島市	50 万円
平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道	50 万円
	札幌市	50 万円

(5) 災害弔慰金・災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例を昭和 49 年 10 月 9 日に制定

ア 災害弔慰金

住家が 5 世帯以上滅失する等の自然災害で市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を支給するもの。生計維持者 500 万円、その他の者 250 万円

令和元年度 生計維持者 1 名、その他の者 7 名分を支給。

イ 災害障害見舞金

自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給するもの。生計維持者 250 万円、その他の者 125 万円

令和元年度実績なし。

ウ 災害援護資金貸付け

自然災害により被害を受けた世帯に対し、350 万円を限度に被害状況に応じて貸し付けるもの。

令和元年度 1 件貸付。

【生活福祉課】

生 活 保 護

1 福祉事務所

社会福祉法第 14 条第 1 項の規定に基づき設置及び所掌事務が定められており、本市では地域住民の利便とよりきめ細かい福祉行政を行うため、次の 3 つの福祉事務所を設置している。

	緑福祉事務所 [緑区合同庁舎内他] (緑生活支援課、緑高齢・障害者相談課、 緑子育て支援センター、城山保健福祉 課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉 課、藤野保健福祉課)	中央福祉事務所 [あじさい会館内他] (中央生活支援課、中央高齢・ 障害者相談課、中央子育て支援 センター)	南福祉事務所 [南保健福祉センター内] (南生活支援課、南高齢・障害 者相談課、南子育て支援センタ ー)
所管区域	緑区の区域	中央区の区域	南区の区域
設置年月	平成 22 年 4 月	昭和 29 年 11 月	昭和 52 年 7 月
所掌事務	「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「老人福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」並びに「児童福祉法」に定める援護、育成又は更生、その他の社会福祉に関する事務		

2 生活保護制度と自立支援の取組

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき国が直接その責任において、生活に困窮するすべての国民に対し最低限度の生活を保障するとともに、自力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう支援することを目的としている。この最低限度の生活は、健康で文化的な生活を維持できるものでなければならないとされ、厚生労働大臣が保護基準を定めている。生活保護基準の改正が平成 30 年 10 月から 3 年程度かけて段階的に実施されている。令和 2 年 4 月における標準 3 人世帯(男 33 歳、女 29 歳、子 4 歳)の生活扶助基準額は 152,820 円となっている。

生活保護受給者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い平成 27 年 3 月に「生活保護・生活困窮者の自立支援に関する取組方針」を策定し、受給者が抱える様々な課題の解消に向け、生活困窮者の自立支援制度との一体的な実施による、個々の状況に合ったきめ細かな支援策を推進している。

令和元年度も、日常生活や健康管理等への支援のほか、ボランティア活動や就労体験等の提供を通じた社会生活や日常生活能力の向上などを含めて就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども(中学生)・若者への学習支援・学びなおし、社会性や他者との関係を育むための支援等を全区で実施した。

3 生活保護の状況 (令和元年度 月平均)

被保護世帯数	10,304 世帯	住宅扶助人員	12,507 人
被保護実人員	13,829 人	教育扶助人員	1,018 人
保護率	1.91%	介護扶助人員	2,197 人
生活扶助人員	12,211 人	医療扶助人員	12,309 人

4 保護費の内訳 (令和元年度 決算額)

(単位：千円)

保護費総額	22,059,900	介護扶助	598,433
生活扶助	7,267,218	医療扶助	9,351,431
住宅扶助	4,533,246	その他の扶助	155,170
教育扶助	101,000	施設事務費	53,402

5 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い各区に設置した自立支援相談窓口において、生活保護に至る前の自立支援策の推進を図るため、相談者が抱える個々の状況に応じた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら自立に向けた各種支援を実施した。

【生活福祉課】

国民健康保険

1 国民健康保険の役割と現状

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施する我が国の医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。しかしながら、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことなど、構造的な問題を抱えており、その財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした問題を解決するため、国においては平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成 30 年度からは都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことにより（都道府県単位化）、国民健康保険制度の安定化を図る措置が講じられている。

各市町村においては、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移

(各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決算額		差引残高	一般会計からの 法定外の繰入額	税率等の 改定の有無
	歳入	歳出			
平成 29 年度	85,897,954	82,350,794	3,547,160	3,635,049	無
平成 30 年度	75,646,473	72,324,951	3,321,522	2,979,525	有
令和元年度	72,823,366	70,188,797	2,634,569	1,789,086	無

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	市人口 (人)	被保険者 (人)	加入率 (%)	市世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入率 (%)
平成 29 年度	720,986	175,586	24.4	316,648	110,995	35.1
平成 30 年度	722,334	166,210	23.0	321,067	107,091	33.4
令和元年度	721,910	157,523	21.8	325,018	103,402	31.8

※市人口・世帯数は各年度 4 月 1 日時点、被保険者・加入世帯数は年度平均

3 国民健康保険税の税率及び課税限度額（令和元年度）

(1) 医療分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の 100 分の 5.65
被保険者均等割額 ②	被保険者 1 人につき 24,500 円
世帯別平等割額 ③	1 世帯につき 17,600 円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	61 万円

(2) 支援金分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の 100 分の 2.10
被保険者均等割額 ②	被保険者 1 人につき 9,500 円
世帯別平等割額 ③	1 世帯につき 6,000 円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	19 万円

(3) 介護分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の1.70
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 9,000円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 5,400円
合計	①+②+③ = 保険税年額
課税限度額	16万円

4 給付の状況

(1) 療養給付(療養給付費)の状況

(各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	被保険者(人)	給付額(円)	1人当たり 件数(件)	1件当たり 給付額(円)	1人当たり 給付額(円)
平成29年度	2,723,996	175,586	42,205,761,802	15.5	15,494	240,371
平成30年度	2,627,564	166,210	41,118,198,575	15.8	15,649	247,387
令和元年度	2,531,439	157,523	40,251,058,674	16.1	15,900	255,525

※1人当たり件数=件数÷年度平均被保険者

※1件当たり給付額=給付額÷件数、1人当たり給付額=給付額÷年度平均被保険者数

(2) 高額療養費支給状況

(各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
平成29年度	95,523	5,756,729,865
平成30年度	93,756	5,835,606,049
令和元年度	92,155	5,719,945,533

※高額介護合算療養費分含む。

(3) 出産育児一時金の支給状況

(各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
平成29年度	598	246,146,951
平成30年度	561	232,165,596
令和元年度	517	213,751,494

※出産育児一時金支給額=1件 420,000円

(4) 葬祭費の支給状況

(各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
平成29年度	1,043	52,150,000
平成30年度	990	49,500,000
令和元年度	938	46,900,000

※葬祭費支給額=1件 50,000円

5 国民健康保険税の調定額及び収納率の推移(現年度分)

(各年度末現在)

年度	区分	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)	
H29	医療分	11,051,394,647	9,884,468,776	89.44	合計 89.19
	支援金分	4,116,787,282	3,682,723,782	89.46	
	介護分	1,256,062,071	1,081,704,134	86.12	
H30	医療分	10,935,105,824	9,932,531,798	90.83	合計 90.58
	支援金分	4,030,504,180	3,658,528,249	90.77	
	介護分	1,337,724,196	1,175,893,029	87.90	
R1	医療分	10,408,474,623	9,488,524,555	91.16	合計 90.92
	支援金分	3,824,821,568	3,483,867,274	91.09	
	介護分	1,266,583,209	1,119,691,402	88.40	

6 国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・標準化等を推進し、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされた。都道府県は保険給付に必要な費用を全額負担し、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとなった。

(各年度末現在 単位：円)

区分 年度	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
平成 30 年度	14,945,777,023	5,021,599,471	1,903,179,663	21,870,556,157
令和元年度	14,962,835,971	4,776,755,447	1,894,896,693	21,634,488,111

7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

ア 特定健康診査

メタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者	116,831	110,884	118,212
受診者数	31,046	29,473	30,958

※自己負担額=1,000 円

※令和元年度については、速報値を記載

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる者に対し、特定保健指導を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	対象者数	終了者	対象者数	終了者	対象者数	初回面接 終了者
動機付け支援	2,826	831	2,600	520	3,031	530
積極的支援	917	72	784	33	890	45
合計	3,743	903	3,384	553	3,921	575

※自己負担額=無料

※令和元年度については、速報値を記載

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気の予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成している。

人間ドック

(各年度末現在)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数(人)	4,909	4,542	4,068
助成額(円)	107,998,000	99,924,000	89,496,000

※助成金額=22,000 円

脳ドック

(各年度末現在)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数(人)	1,649	1,656	1,333
助成額(円)	16,490,000	16,560,000	13,330,000

※助成金額=10,000 円

(3) 健康診査

病気予防・早期発見のため、健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数(人)	392	378	298
助成額(円)	5,733,475	5,805,866	4,719,633

※自己負担額=1,000 円

(4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数(人)	36	35	21
助成額(円)	210,204	204,365	123,799

※自己負担額=500 円

8 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進

被保険者の自己負担額の節減と医療費の適正に向け、ジェネリック医薬品に関する差額通知を発送している。

(各年度末現在)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発送件数(件)	19,841	15,305	12,813

【保険企画課】【国保年金課】

国 民 年 金

1 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、昭和 34 年に国民年金法が制定され、昭和 36 年 4 月から施行された。昭和 61 年に現在の各公的年金共通の基礎年金制度に改められ、給付と負担の長期的な均衡を保つための新しい制度の導入が図られた。

平成 3 年 4 月には、従来、任意加入であった学生(20 歳以上)の加入が義務付けられた。また、より充実した給付を希望される方に、国民年金の上乗せ年金として「国民年金基金制度」も開始された。

平成 9 年 1 月には、複数の年金番号を保有していることによる様々な課題を解消するため、「基礎年金番号制」が開始された。

平成 14 年 4 月から、地方分権一括法により保険料の収納事務は「国」が直接行うことになった。

平成 18 年 7 月から、保険料の負担能力に応じた多段階(4 段階)免除制度が開始された。

平成 21 年 4 月から、基礎年金の国庫負担割合が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。

平成 28 年 7 月から、免除制度における納付猶予の対象者が、30 歳から 50 歳に引き上げられた。

平成 29 年 8 月から、受給資格期間が 10 年に短縮された。

平成 30 年 3 月から、マイナンバー(個人番号)による届出及び申請が開始された。

平成 31 年 4 月から、産前産後期間の保険料免除制度が開始され、同年 10 月から年金生活者支援給付金制度が開始された。

(1) 被保険者

ア 必ず加入する人(強制加入の人)

- ・第1号被保険者 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で第2号被保険者または第3号被保険者のいずれにも該当しない人
- ・第2号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している人
- ・第3号被保険者 65歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 希望で加入する人(任意加入の人)

- ・被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けている60歳未満の人
- ・60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金の満額に満たない人
- ・20歳以上65歳未満の在外邦人
- ・65歳以上70歳未満の間に老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができ、かつ昭和40年4月1日以前生まれの人

(2) 保険料

(単位:円)

	定額保険料(1か月)	付加保険料(1か月)
平成30年度	16,340	400
令和元年度	16,410	400
令和2年度	16,540	400

(3) 加入者状況

(各年度末現在 単位:人)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者	強制	89,797	88,032	87,758
	任意	1,129	1,121	1,086
	計	90,926	89,153	88,844

(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況

(各年度末現在 単位:人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
老齢年金	3,459	2,885	2,422
障害年金	123	115	106
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合 計	3,583	3,001	2,529

(5) 基礎年金(新法)受給権者状況

(各年度末現在 単位:人)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
老齢基礎	165,580	169,123	172,266
障害基礎	9,990	10,336	10,670
遺族基礎	1,068	1,067	1,083
寡婦年金	50	47	42
計	176,688	180,573	184,061

2 老齢福祉年金

(1) 受給対象者

国民年金制度が実施されたときに、保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治44年4月1日以前に生まれた人(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

(2) 受給権者数

(各年度末現在 単位：人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給権者数(人)	11	3	3

【保険企画課】【国保年金課】

後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度であり、平成20年4月から開始された。保険者は、都道府県ごとに設置された特別地方公共団体の後期高齢者医療広域連合であり、市町村と連携しながら制度を運営している。具体的には、後期高齢者医療広域連合が被保険者証の発行、保険料の決定（賦課）、医療費の支払い（給付）を行っているのに対し、市町村では被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請書・届出の受付や各種相談などの窓口業務を行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移

(各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決 算 額		差引残高
	歳 入	歳 出	
平成29年度	8,331,978	7,988,267	343,711
平成30年度	8,406,061	8,203,931	202,130
令和元年度	8,741,297	8,526,399	214,898

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	市人口(人)	被保険者(人)	加入率(%)
平成29年度	722,334	81,227	11.3
平成30年度	721,910	86,162	11.9
令和元年度	722,252	89,785	12.4

※市人口は各年度の翌年度の4月1日時点、被保険者は各年度の3月31日時点

3 後期高齢者医療保険料

(1) 保険料の算定

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と、被保険者の前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した額になる。

年間保険料＝均等割額＋所得割額（＝賦課のもととなる所得金額×所得割率）

平成30年度・令和元年度の保険料

均等割額	41,600円
所得割率	8.25%
限度額（年額）	62万円

※保険料率は、2年単位で算定するもので、

今回の保険料率の変更は、令和2年度に行われる。

(2) 所得に応じた保険料の軽減（令和元年度）

同じ世帯の被保険者すべてと世帯主の前年の総所得金額等を合計した額が、下の表の基準以下となる場合は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
●33万円以下	8.5割	35,360円	6,240円
●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80万円以下（その他の各種所得なし）など	8割	33,280円	8,320円
●33万円＋(28万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下	5割	20,800円	20,800円
●33万円＋(51万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下	2割	8,320円	33,280円

※軽減判定の基準日は、毎年4月1日である。年度の途中で75歳の誕生日を迎えたり、転入した場合は、資格取得日が基準日となる。所得の申告がなされていない場合は、基準に該当するか不明のため、軽減措置が適用されない。

4 後期高齢者医療保険料の調定額及び収納率の推移（現年度分）

（各年度末現在）

区分 年度	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)
平成29年度	6,722,688,780	6,670,014,060	99.22
平成30年度	6,855,134,240	6,804,489,360	99.26
令和元年度	7,256,304,610	7,202,841,780	99.26

5 後期高齢者医療広域連合負担金

市町村が収納した後期高齢者医療保険料は、保険料納付金として後期高齢者医療広域連合に納付され、医療給付等の原資となる。また、後期高齢者医療保険料の均等割軽減分についても、制度の恒久的な維持のため基盤安定拠出金として後期高齢者医療広域連合に納付される。

（各年度末現在 単位：円）

区分 年度	保険料納付金	基盤安定拠出金
平成29年度	6,832,183,354	1,013,810,004
平成30年度	7,004,498,950	1,048,146,813
令和元年度	7,245,947,970	1,090,221,747

※基盤安定拠出金

低所得者及び被用者保険の被扶養者について軽減した保険料について、県と市町村で負担しており、県の負担割合が3/4、市の負担割合が1/4となっている。表中の金額は、県と本市の負担額を合算した金額である。

6 医療給付

医療給付の費用については市町村が負担する定率市町村負担金によって賄われている。

定率市町村負担金の支出状況

(各年度末現在)

年度	被保険者数(人)	本市の定率負担金決算額(円)
平成 29 年度	81,227 人	4,530,859,451
平成 30 年度	86,162 人	4,545,249,712
令和元年度	89,785 人	5,154,361,762

7 後期高齢者健康診査

被保険者が協力医療機関において年 1 回受診できる。

(各年度末現在 単位：人)

年度 区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保険者数	81,227	86,162	89,785
受診者数	20,766	21,843	23,391

※自己負担額＝無料

【保険企画課】【国保年金課】